

## 第5章 所得控除

### 第1節 所得控除の種類と意義

所得税の税額は、課税標準から所得控除をした後の「課税所得金額」に税率を乗じて計算される。

この節では、課税標準から差し引かれる所得控除の種類と意義について学習する。

#### 学習のポイント

- 1 所得控除の種類は、どのようになっているのか
- 2 所得控除制度の目的は何か

#### 1 所得控除の種類

所得税額の計算上、総所得金額等から差し引かれる各種の所得控除は、次の14種類である。

これらの控除を総称して「**所得控除**」という（法72～86）。

[所得控除の種類]

- ①雑損控除、②医療費控除、③社会保険料控除、④小規模企業共済等掛金控除、⑤生命保険料控除、⑥地震保険料控除、⑦寄附金控除、⑧障害者控除、⑨寡婦（寡夫）控除、⑩勤労学生控除、⑪配偶者控除、⑫配偶者特別控除、⑬扶養控除、⑭基礎控除

#### 2 所得控除の目的

所得控除は、納税者及びその扶養親族の世帯構成に対する配慮、その他納税者の個人的事情に適合した応能負担の実現を図るなどの目的で設けられている。

制度の目的等	所得控除の種類
担税力への影響を考慮するためのもの	雑損控除、医療費控除
社会政策上の要請によるもの	社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除
個人的事情を考慮するためのもの	障害者控除、寡婦（寡夫）控除、勤労学生控除
課税最低限を保障するためのもの	配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除

## 第2節 各種所得控除の内容

この節では、前節で述べた14種類の所得控除の内容について学習する。

### 学習のポイント

- 1 各種所得控除の内容と適用範囲及び控除される金額は、どのようになっているのか
- 2 確定申告書への記載及び関係書類の添付等は、どのようになっているのか

## 1 雑損控除

### (1) 雑損控除

居住者又はその者と生計を一にする親族（その年分の総所得金額等が基礎控除額以下の者）の有する資産について、災害、盗難又は横領によって損害を受けた場合や災害に関連してやむを得ない支出をした場合に控除される（法72、令205、206）。

（注）1 親族とは、民725に規定する者（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族、「13 扶養控除」の参考参照）をいう。

2 「総所得金額等」とは、次の(1)と(2)の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額である。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額である。

(1) 利子所得、不動産所得、事業所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益通算後の金額）

(2) 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の2分の1の金額

ただし、次の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいう。

①純損失や雑損失の繰越控除、②居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、③特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、④上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、⑤特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除、⑥先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

### (2) 雑損控除が適用される資産の範囲及び損失の発生原因

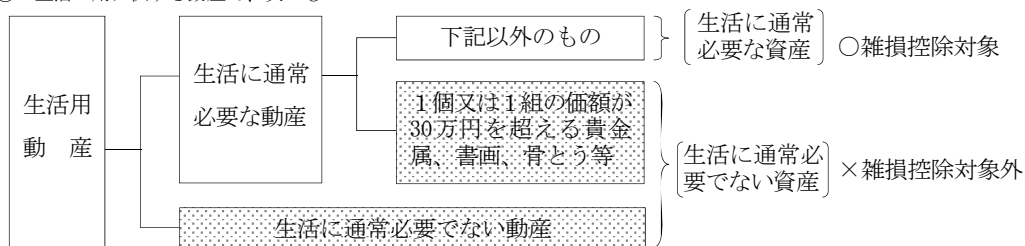
イ 雑損控除の対象となる資産は、原則として、生活に通常必要な資産である。

ロ 損失の発生原因は、「災害」、「盗難」又は「横領」に限定されている。

（注）次に掲げる資産に係る損失は、雑損控除の対象とならない。

- ① 棚卸資産
- ② 事業用固定資産及び繰延資産
- ③ 山林
- ④ 生活に通常必要でない資産（令178①）
  - ㊦ 競走馬その他射こう的行為の手段となる動産
  - ㊧ 主として趣味、娯楽又は保養の目的で所有する不動産
  - ㊨ 主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産

㊦ 生活の用に供する動産で、次のもの



### (3) 損失の金額

損失の金額は、①資産について受けた損失の額、②災害等に関連してやむを得ず支出した金額（以下「災害関連支出」という）の合計額から、保険金、損害賠償金等によって補填される部分の金額を除いた金額となる（法72①、令206①）。

①資産について受けた損失額 （被災直前の簿価又は時価－被災直後の時価） ＋ ②災害等に関連してやむを得ず支出した金額 （災害関連支出）	－	保険金等
---	---	------

- (注) 1 資産について受けた損失の額は、損失を受けた時の直前におけるその資産の価額(時価)又は原価(簿価)を基礎として計算する(令206③)。
- 2 災害関連支出の金額とは、令206①で規定する災害により損壊した住宅、家財などの取壊し費用、除去費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用のうち令206①四を除く部分をいう(令206②)。
- 3 保険金等が損害額を超過した場合は、その超過額は非課税所得となる(法9①十七、令30二)。

### (4) 控除額の計算

雑損控除の控除額は、災害関連支出の金額の有無等の区分に応じ、次のとおりである。

【計算式(税法)】

区 分	控 除 額
その年の損失の金額のうち、災害関連支出の金額がない場合又は5万円以下の場合	損失の金額－総所得金額等×1/10
その年の損失の金額のうち、5万円を超える災害関連支出の金額がある場合	損失の金額－次のいずれか低い金額 ①損失の金額－(災害関連支出の金額－5万円) ②総所得金額等×1/10
その年の損失の金額が全て災害関連支出の金額である場合	損失の金額－次のいずれか低い金額 ①5万円 ②総所得金額等×1/10

【計算式（簡便法）】

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{損失の金額}} - \left[ \boxed{\text{総所得金額等の合計額}} \times 10\% \right] = \boxed{\text{A}} \\
 \boxed{\text{損失の金額のうち災害関連支出の金額}} - \boxed{5\text{万円}} = \boxed{\text{B}}
 \end{array}
 \left. \vphantom{\begin{array}{l} \text{A} \\ \text{B} \end{array}} \right\} \boxed{\text{A と B の どちらか多い方の金額}}$$

【参考法令・通達番号】

令9、基通72-3、72-4

【設例】 雑損控除の額の計算

(単位：円)

- 1 (1) 総所得金額等の合計額 2,000,000  
 (2) 被害額 2,460,000  
 (3) 災害関連支出額 40,000  
 (4) 損害補填額 100,000

(計算)

災害関連支出 ≤ 50,000円だから

損失の金額  $2,460,000 + 40,000 - 100,000 = 2,400,000$

雑損控除の額  $2,400,000 - 2,000,000 \times 1/10 = 2,200,000$

※繰越額  $2,000,000 - 2,200,000 = \Delta 200,000$

引き切れなかった200,000円については、翌年以降3年間に繰り越して控除できる。

- 2 (1) 総所得金額等の合計額 3,000,000  
 (2) 被害額 700,000  
 (3) 災害関連支出額 150,000  
 (4) 損害補填額 500,000

(計算)

災害関連支出 > 50,000円だから

損失の金額  $700,000 + 150,000 - 500,000 = 350,000$

雑損控除の額  $350,000 - (150,000 - 50,000) = 250,000 \dots \text{A}$

$3,000,000 \times 1/10 = 300,000 \dots \text{B}$

A < Bだから

$350,000 - 250,000 = 100,000$

## 2 医療費控除

医療費控除については、従来の医療費控除（法73）のほか、平成29年分から医療費控除の特例（措法41の17の2）が創設されている（重複適用不可）。

### (1) 医療費控除

居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を支払った場合に控除される（法73）。

#### イ 対象となる医療費

医療費控除の対象となる医療費とは、次に掲げるものの対価のうち、その病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額である（法73②、令207）。

- (イ) 医師又は歯科医師による診療又は治療
- (ロ) 治療又は療養に必要な医薬品の購入
- (ハ) 病院、診療所又は助産所へ収容されるための人的役務の提供
- (ニ) あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師等又は柔道整復師による施術
- (ホ) 保健師、看護師又は准看護師による療養上の世話
- (ヘ) 助産師による分べんの介助
- (ト) 介護福祉士による喀痰吸引等及び認定特定行為業務従事者による特定行為に係る費用

#### ロ 医療費判定の留意事項

- (イ) 健康増進や疾病予防などのための医薬品（ビタミン剤等）の購入費は、医療費とはならない。
- (ロ) 治療のための整形外科手術の費用は認められるが、美容整形の費用は認められない。
- (ハ) 健康診断のための費用（人間ドック）は医療費とはならないが、その健康診断により重大な疾病が発見され、かつ、引き続きその疾病の治療をした場合には、その健康診断の費用も医療費に該当する。
- (ニ) 入院中等に栄養食品などとして購入する果物、牛乳などの費用は、医療費とはならない。

#### ハ 控除額の計算

次の計算式によって計算した金額が控除額となる。

その年中に支払った医療費の総額	－	保険金等で補填される金額	－	①と②のいずれか少ない方の金額 ①10万円 ②「総所得金額等」×5%	＝	医療費控除額 (最高200万円)
-----------------	---	--------------	---	--	---	---------------------

- (注) 1 支払った医療費とは、その年中に現実に支払った金額である。未払の金額は控除の対象にならない。
- 2 補填される金額とは、健康保険組合、共済組合等から支給を受ける高額療養費、配偶者分娩費等の給付金や損害保険・生命保険契約等に基づき医療費の補填を目的として支払を受ける傷害費用保険、入院費給付金等をいう。  
 なお、健康保険組合等から支給を受けるものであっても、傷病手当金又は出産手当金は補填される金額には該当しない。
- 3 補填される金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引き、引ききれない金額が生じた場合であつても他の医療費から差し引く必要はない。  
 なお、補填される金額が、給付の目的となった医療費より多かつた場合、当該上回る部分の金額は、身体の傷害等に基因して支払われるものであり、非課税である。
- 4 補填される金額が、確定申告書を提出するときまでに確定していない場合には、その補填される見込額を支払った医療費から差し引く(後日、受取った補填金の額が見込額と異なる場合、修正申告又は更正の請求の手続により訂正する。)

【参考通達番号】

基通73-1～73-10

【設例】 医療費控除の額の計算		(単位：円)
1 通常の場合		
総所得金額等の合計額	3,000,000	
医療費支払額	500,000	
補填額	60,000	
(計算)		
$3,000,000 \times \frac{5}{100} > 100,000 \cdots \cdots 100,000$		
$(500,000 - 60,000) - 100,000 = 340,000$ (医療費控除額)		
2 限度額超過の場合		
総所得金額等の合計額	2,500,000	
医療費支払額	2,300,000	
(計算)		
$2,500,000 \times \frac{5}{100} > 100,000 \cdots \cdots 100,000$		
$2,300,000 - 100,000 = 2,200,000 \rightarrow 2,000,000$ (医療費控除額)		
この場合は、控除限度額200万円を超過する20万円は控除が認められない。		

(2) 医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)

居住者が自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る①特定一般用医薬品等購入費を支払い、②その年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行っている場合に控除される(措法41の17の2)。

※ 平成29年1月1日から平成33年(2021年)12月31日までの間に特定一般用医薬品等購入費を支払った場合等に適用できる。

イ 対象となる要件

次の(イ)、(ロ)のいずれにも該当する必要がある。

(イ) 特定一般用医薬品等の購入

特定一般用医薬品等とは、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スイッ

チOTC医薬品) であること

(注) 1 対象となる商品には、購入の際の領収書等にセルフメディケーション税制の対象商品である旨の表示があり、  
具体的には、厚生労働省ホームページに掲載されている。

2 一部の対象医薬品については、その医薬品のパッケージにセルフメディケーション税制の対象である旨を示す  
識別マークが掲載されている。

(ロ) 健康の保持増進等への取組

その年中に次のいずれかの取組を行っていること

- ① 保険者（健康保険組合、市区町村国保等）が実施する健康診査【人間ドッグ、各種健(検)診等】
- ② 市区町村が健康増進事業として行う健康診査【生活保護受給者等を対象とする健康診査】
- ③ 予防接種【定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種】
- ④ 勤務先で実施する定期健康診断【事業主検診】
- ⑤ 特定健康診査（いわゆるメタボ検診）、特定保健指導
- ⑥ 市町村が健康増進事業として実施するがん検診

ロ 控除額の計算

次の計算式によって計算した金額が控除額となる。

その年中に支払った特定一般用医薬品購入費の合計額	－	保険金等で補填される金額	－	1.2万円	＝	医療費控除額 (最高8.8万円)
--------------------------	---	--------------	---	-------	---	---------------------

### 3 社会保険料控除

#### (1) 社会保険料控除

居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合、又は給与から控除される場合に控除される（法74①）。

#### (2) 控除の対象となる社会保険料

控除の対象となる社会保険料は、①健康保険法、②国民健康保険法、③厚生年金保険法、④国家公務員共済組合法、⑤介護保険法、⑥国民年金法などの規定による保険料又は掛金などに限られている（法74②、令208）。

#### (3) 控除額の計算

各年において支払った金額又は給料から控除される金額が控除額となる。

【参考通達番号】

基通74・75-1～74・75-6

#### 4 小規模企業共済等掛金控除

##### (1) 小規模企業共済等掛金控除

居住者が、各年において、小規模企業共済等掛金を支払った場合に控除される（法75①）。

##### (2) 控除の対象となる小規模企業共済等掛金

控除の対象となる小規模企業共済等掛金は、①小規模企業共済法第2条第2項に規定する共済契約に基づく掛金、②確定拠出型年金法第3条第3項第7の2に規定する企業型年金加入者掛金、③確定拠出年金法第55条第2項第4項に規定する個人型年金加入者掛金及び④心身障害者扶養共済制度の掛金が対象となる（法75②）。

##### (3) 控除額の計算

各年において支払った小規模企業共済等掛金の金額が控除額となる。

#### 5 生命保険料控除

##### (1) 生命保険料控除

居住者が、各年において、生命保険契約、介護医療保険契約及び個人年金保険契約に係る保険料等を支払った場合に控除される（法76）。

##### (2) 対象となる保険料等

この控除の対象となる保険料等は、①新生命保険契約等に係る保険料又は掛金、②介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金、③新個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金、④旧生命保険契約等に係る保険料又は掛金、⑤旧個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金をいう。

	生命保険	介護医療保険	個人年金保険
新 契 約	①	②	③
旧 契 約	④	—	⑤

(注) 1 新生命保険契約等とは、平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約、簡易保険契約等で、契約に基づく保険金等の受取人の全てを生命保険料の支払者又はその配偶者とその他の親族とするものをいう（法76⑤）。

なお、平成23年12月31日以前に締結された生命保険契約等については、旧生命保険契約等という（法76⑥）。

2 介護医療保険契約等とは、平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約、簡易保険契約等で、疾病又は身体の傷害等の事由に基因して当該契約等に基づく保険金等の受取人の全てを介護医療保険料の支払者又はその配偶者とその他の親族とするものをいう（法76⑦）。

3 新個人年金保険契約等とは、生命保険契約等のうち、平成24年1月1日以後に締結するもので、次の要件を満たすものをいう（法76⑧）。

- ① 年金の受取人は、個人年金保険料の支払者又はその配偶者であること
- ② 個人年金保険料の払込みは、年金支払開始前10年以上の期間にわたって定期的に行うものであること
- ③ 年金の支払は、年齢が60歳に達した日以後10年以上の期間又は生存している期間にわたって定期的に行うものであること  
なお、平成23年12月31日以前に締結された個人年金保険契約等については、旧個人年金契約等という（法76⑨）。



(3) 控除額の計算

イ 控除額

控除額は、次の(イ)又は(ロ)によって計算した金額である。

なお、「年間の支払保険料等」の算出に当たっては、その年の剰余金の分配若しくは割戻金の割戻し等を控除する。

(イ) 新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等）に基づく場合  
 [①新生命保険、②介護医療保険、③新個人年金保険]

年間の支払保険料等	控除額(税法)	控除額(簡便法)
20,000円以下	支払保険料等の全額	
20,000円超 40,000円以下	20,000円+ (支払保険料等-20,000円)×1/2	支払保険料等×1/2+10,000円
40,000円超 80,000円以下	30,000円+ (支払保険料等-40,000円)×1/4	支払保険料等×1/4+20,000円
80,000円超	一律40,000円	

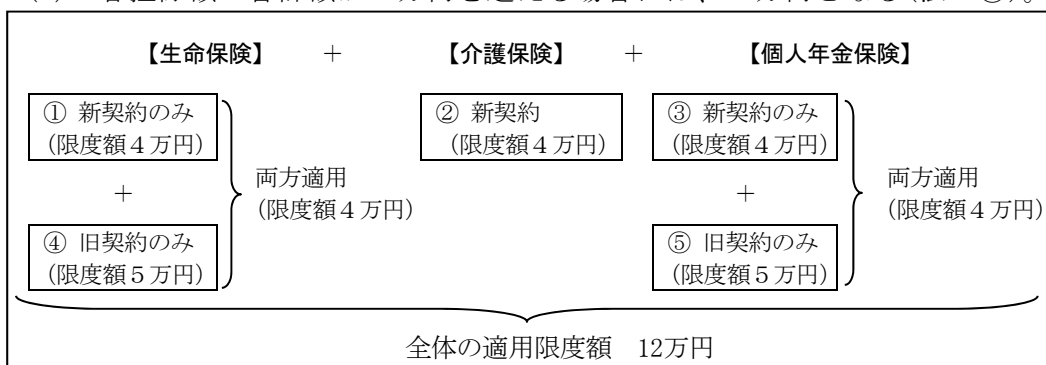
(ロ) 旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）に基づく場合  
 [④旧生命保険、⑤旧個人年金保険]

年間の支払保険料等	控除額(税法)	控除額(簡便法)
25,000円以下	支払保険料等の全額	
25,000円超 50,000円以下	25,000円+ (支払保険料等-25,000円)×1/2	支払保険料等×1/2+12,500円
50,000円超 100,000円以下	37,500円+ (支払保険料等-50,000円)×1/4	支払保険料等×1/4+25,000円
100,000円超	一律50,000円	

ロ 限度額

(イ) 生命保険及び個人年金保険については、新契約、旧契約の両方を同時に適用した場合の限度額は4万円であるが、旧契約のみを適用した場合は5万円となる。

(ロ) 各控除額の合計額が12万円を超える場合には、12万円となる(法76④)。



【参考通達番号】

基通76-1~76-8

## 6 地震保険料控除

### (1) 地震保険料控除

居住者が、各年において、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害（以下「地震等」という。）により、一定の資産について生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金を支払った場合に控除される（法77）。

### (2) 控除の対象となる地震保険料

控除の対象となる地震保険料とは、居住者又は居住者と生計を一にする配偶者その他の親族が所有する家屋で常時その居住の用に供するもの又は生活用動産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震等損害をてん補する部分の保険料又は掛金をいう。

### (3) 控除額の計算

控除額は、次の区分に応じて計算した金額である。

なお、各支払保険料の算出に当たっては、その年の剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを控除する。

また、一定の長期損害保険契約等については、経過措置により、改正前の長期損害保険料控除と同様の計算による控除額（最高15,000円。地震保険料控除と合わせて最高50,000円）を控除する（平18改正法附則10）。

区 分	控 除 額		
①地震保険	支払保険料（A）（最高50,000円）		
②長期損害保険	次の式による算出額（B）		
	支払保険料	控除額（税法）	控除額（簡便法）
	10,000円以下	その支払金額	
	10,000円超 20,000円以下	10,000円＋ (支払保険料－10,000円)×1/2	支払保険料×1/2 ＋5,000円
	20,000円超	15,000円	
③ ①と②の両方がある場合	A＋B （最高50,000円）		

(注) 1 一定の長期損害保険契約等とは、平成18年12月31日までに締結した改正前の損害保険料控除に係る旧所得税法第77条第1項に規定する損害保険契約等で、次の要件を全て満たすものをいう。

- ① 満期返戻金を支払う旨の特約があるもの
  - ② 保険契約又は共済期間が10年以上であるもの
  - ③ 平成19年1月1日以降に損害保険契約等の変更をしていないもの
  - ④ 当該損害保険契約等の保険期間又は共済期間の始期（これらの期間の定めがない場合は効力の生じる日）が平成19年1月1日以降でないもの
- 2 例えば、「建物更生共済」などの証明書に地震保険料と長期損害保険料が併記され、なおかつ、平18改正法附則10③一又は二に規定する契約のいずれにも該当する場合は、地震保険料か長期損害保険料のいずれか一の契約のみに該当するものとして計算する。

7 寄附金控除

(1) 寄附金控除

居住者が、各年において、特定寄付金を支出した場合に控除される(法78)。

(2) 主な特定寄附金

イ 一般のもの

学校の入学に関してするもの及び国又は地方公共団体に対する寄附金でその寄附をした人がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く(法78②)。

根拠法	特定寄附金の範囲	申告の際の添付書類	
法78② 令215～217の2	国又は地方公共団体に対する寄附金(いわゆる「ふるさと納税」もこれに該当する。)	領収書	
	公益法人などに対する寄附金で財務大臣が指定したもの		
	右に掲げる公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄附金		① 独立行政法人
			② 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社(限定列举)
			③ 財団法人日本体育協会などの旧民法34条により設置された法人(限定列举)
			④ 地方独立行政法人(試験研究、病院事業の経営、社会福祉事業の経営及び介護老人保険施設の設置・管理の業務を主たる目的とするもの)
			⑤ 科学技術の研究などを行う特定の公益法人
			⑥ 公益社団法人、公益財団法人
			⑦ 私立学校法人で、学校の設置若しくは学校及び専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とする法人
			⑧ 社会福祉法人
⑨ 更生保護法人			
特定の公益信託について、その主たる目的が特定公益増進法人の主たる目的と同様のものの信託財産としての支出	領収書 特定公益信託の認定書写し		

ロ 政治活動に関するもの

政治資金規正法に違反するもの、寄附者に特別の利益が及ぶと認められるものは該当しない（措法41の18①）。

根拠法	特定寄附金の範囲		申告の際の添付書類
措法41の18①	右の団体等に対する政治活動に関する寄付金	イ 政党	総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に報告されたものに限る。
		ロ 政党の政治資金団体	
		ハ その他の政治団体	
		ニ 議員等の後援団体	
		ホ 特定の公職の立候補者の後援団体（立候補の年及びその前年にされた寄附に限る。）	
ヘ ホの公職の立候補者	都道府県選挙管理委員会又は中央選挙管理委員会に報告されたものに限る。		
			総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金（税額）控除のための書類」（規47の2③三）

ハ 認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）等に関するもの

根拠法	特定寄附金の範囲	申告の際の添付書類
措法41の18の2	認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）等に対する寄附金で、その活動事業に関連するもの	領収書等（規47の2③四）

(3) 控除額の計算

次の算式によって計算した金額が控除額となる。

次の①と②のいずれか低い方の金額 ①「特定寄附金の合計額」 ②「総所得金額等×40%」	-	2,000円	=	寄附金控除額
---	---	--------	---	--------

【設例】寄附金控除の計算

（単位：円）

例	特定寄附金の額	総所得金額等の合計額	控除額の計算	控除額
1	2,000	700,000	イ ①2,000 < ②700,000×40%=280,000 ロ 2,000 - 2,000 = 0	0
2	100,000	2,000,000	イ ①100,000 < ②2,000,000×40%=800,000 ロ 100,000 - 2,000 = 98,000	98,000
3	1,300,000	3,000,000	イ ①1,300,000 > ②3,000,000×40%=1,200,000 ロ 1,200,000 - 2,000 = 1,198,000	1,198,000

【参考通達番号】

基通78-1~78-8

## 8 障害者控除

### (1) 障害者控除

居住者が、(特別)障害者である場合又は同一生計配偶者や扶養親族のうちに(特別)障害者がある場合に控除される(法79、平29改正法附則6)。

### (2) 障害者及び特別障害者

障害者及び特別障害者は、次のとおりである(法2①二十八、二十九、令10)。

障 害 者	特 別 障 害 者
イ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人	イ 同 左
ロ 精神保健指定医等の判定により知的障害者とされた人	ロ 左のうち、重度の知的障害者と判定された人
ハ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	ハ 左のうち、障害等級が1級と記載されている人
ニ 身体障害者手帳に身体障害者として記載されている人	ニ 左のうち、障害の程度が1級又は2級と記載されている人
ホ 戦傷病者手帳の交付を受けている人	ホ 左のうち、障害の程度が恩給法に定める特別項症から第3項症までに該当する旨記載されている人
ヘ 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている人	ヘ 同 左
ト 常に就床を要し、複雑な介護を要する人	ト 同 左
チ 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、その障害の程度が上記のイ、ロ又はニに準ずるものとして市町村長等の認定を受けている人	チ 左のうち、その障害の程度が、上記のイ、ロ又はニに準ずるものとして市町村長等の認定を受けている人

(注) 1 「特別障害者」の欄の「同左」は、障害者が特別障害者に該当することを示す。

2 障害者であるかどうかの判定は、その年12月31日(その年の中途において死亡し、又は出国する場合には、その死亡又は出国のとき)の現況による(法85①②)。

### (3) 控除額

控除額は、次のとおりである。

区 分	控 除 額
障 害 者	270,000円
特 別 障 害 者	400,000円
同 居 特 別 障 害 者	750,000円

【参考通達番号】

基通2-38、2-39、79-1

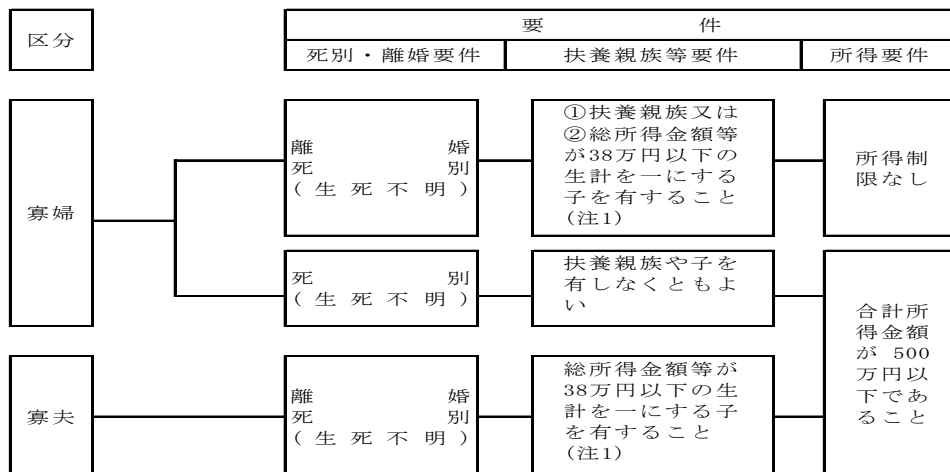
9 寡婦（寡夫）控除

(1) 寡婦（寡夫）控除

居住者が、寡婦又は寡夫である場合に控除される（法81）。

(2) 寡婦（寡夫）

寡婦又は寡夫とは、それぞれ次の要件を満たす者をいう（法2①三十、三十一、令11、11の2）。



(注) 1 子は、他の者の同一生計配偶者（平成29年分以前は、控除対象配偶者）又は扶養親族とされていない者に限られる（令11②、令11の2②）。

2 寡婦又は寡夫であるかどうかの判定は、その年12月31日の現況による（法85①）。

3 「合計所得金額」とは、①純損失、②居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、③特定居住用財産の譲渡損失及び雑損失の繰越控除をしないで計算した総所得金額、④土地等に係る事業所得等の金額、⑤分離課税の短期譲渡所得の金額（特別控除前）、⑥分離課税の長期譲渡所得の金額（特別控除前）、⑦分離課税の上場株式等に係る配当所得の金額（上場株式等に係る譲渡損失との損益通算後で、繰越控除の適用前の金額）、⑧株式等に係る譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除及び特定株式に係る譲渡損失の繰越控除の適用前の金額）、⑨先物取引に係る雑所得等の金額（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用前の金額）、⑩山林所得金額（特別控除後）、⑪退職所得金額（2分の1後）の合計額をいう。

なお、「総所得金額等」については、「1 雑損控除（1雑損控除）」の注書を参照。

(3) 控除額

控除額は、次のとおりである（法81①、措法41の17）。

区 分		控 除 額
寡婦 控 除	① ②以外の寡婦	270,000円
	② 扶養親族である子を有し、合計所得金額が500万円以下である寡婦	350,000円 (=27万円+8万円)
寡 夫 控 除		270,000円

【参考通達番号】

基通2-41、2-42、81-1

## 10 勤労学生控除

### (1) 勤労学生控除

居住者が、勤労学生である場合に控除される（法82）。

### (2) 勤労学生

勤労学生控除の対象となる勤労学生とは、次に掲げる者で、自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得を有するもののうち、合計所得金額が65万円以下であり、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額が10万円以下であるものをいう（法2①三十二）。

- ① 学校教育法第1条に規定する学校の学生
- ② 国、地方公共団体又は私立学校法第3条に規定する学校法人、同法第64条第4項（私立専修学校及び私立各種学校）の規定により設立された法人若しくはこれらに準ずる法人の設置した専修学校及び各種学校の生徒で一定の課程を履修するもの
- ③ 職業訓練法人の行う職業訓練法に規定する認定職業訓練を受ける者で一定の課程を履修するもの

### (3) 控除額

控除額は、270,000円である。

## 11 配偶者控除

### (1) 配偶者控除

居住者が控除対象配偶者を有する場合には、その居住者のその年分の合計所得金額の区分に応じ定められた金額が控除される（法83）。

### (2) 控除対象配偶者

控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者（年齢70歳以上の者は老人控除対象配偶者）をいう（法2①三十三の二、2①三十三の三）。

また、同一生計配偶者とは、居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色申告者の配偶者で青色事業専従者に該当し給与の支払を受ける者及び白色申告者の配偶者で事業専従者に該当する者を除く。）のうち、合計所得金額が38万円以下である者をいう（法2①三十三）。

区 分	居住者の合計所得金額	配偶者の合計所得金額
同一生計配偶者	制限無	38万円以下
控除対象配偶者	1,000万円以下	38万円以下

- (注) 1 同一生計配偶者に該当するかどうかの判定は、その年12月31日（既に死亡している場合は、その死亡の時）の現況による（法85③）。
- 2 生計を一にする親族については、一方の納税者の同一生計配偶者に該当し、同時に他の納税者の扶養親族にも該当する場合、その配偶者は、これらのうちいずれか一にのみ該当するものとみなされる（法85④）。この場合の所属は、原則として申告書等に記載されたところによるが、申告書などに記載がない場合は、その夫又は妻である納税者の控除対象配偶者とする（令218）。
- 3 年の途中で配偶者が死亡し、その年中に再婚した場合は、その死亡した配偶者又は再婚した配偶者のうち、どちらか1人に限り、同一生計配偶者に該当するものとする（法85⑥、令220①）。

### (3) 控除額

控除額は、次のとおりである（法83①）。

居住者の合計所得金額	控 除 額	
	控 除 対 象 配 偶 者	老人控除対象配偶者
900万円以下	380,000円	480,000円
900万円超950万円以下	260,000円	320,000円
950万円超1,000万円以下	130,000円	160,000円
1,000万円超	(適用なし)	(適用なし)

【参考通達番号】

基通2-46~2-48、83~84-1、83~84-3、85-1

## 12 配偶者特別控除

### (1) 配偶者特別控除降

居住者が生計を一にする配偶者（他の者の扶養親族とされる者、青色専従者給与の支払を受けている者及び事業専従者に該当する者を除き、合計所得金額が123万円以下で控除対象配偶者に該当せず、居住者の合計所得が1,000万円以下の配偶者に限る。）を有する場合には、一定の金額を控除する（法83の2）。

ただし、夫婦相互での配偶者特別控除の適用はできない（法83の2②）。



(2) 控除額

控除額は、次のとおりである（法83の2①）。

配偶者の合計所得金額	控 除 額		
	居 住 者 の 合 計 所 得 金 額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
38万円超85万円以下	38万円	26万円	13万円
85万円超90万円以下	36万円	24万円	12万円
90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円

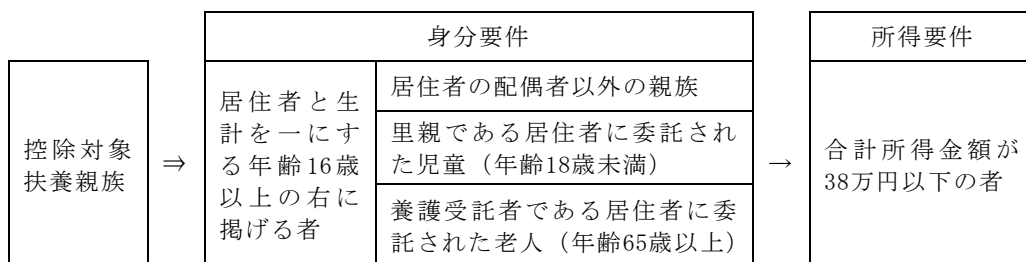
13 扶養控除

(1) 扶養控除

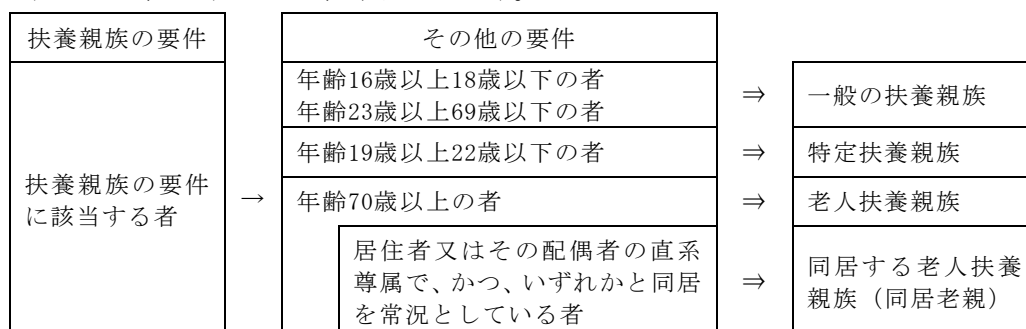
居住者が控除対象扶養親族を有する場合に控除される（法84①）。

(2) 控除対象扶養親族の要件

イ 控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち年齢16歳以上の者をいう（法2①三十四、三十四の二）



ロ 控除対象扶養親族は、次のように区分される（法2①三十四、三十四の二、三十四の三、三十四の四、措法41の16）。



(3) 控除額

控除額は、各扶養親族の区分に応じ、次のとおりである(法84①、措法41の16①)。

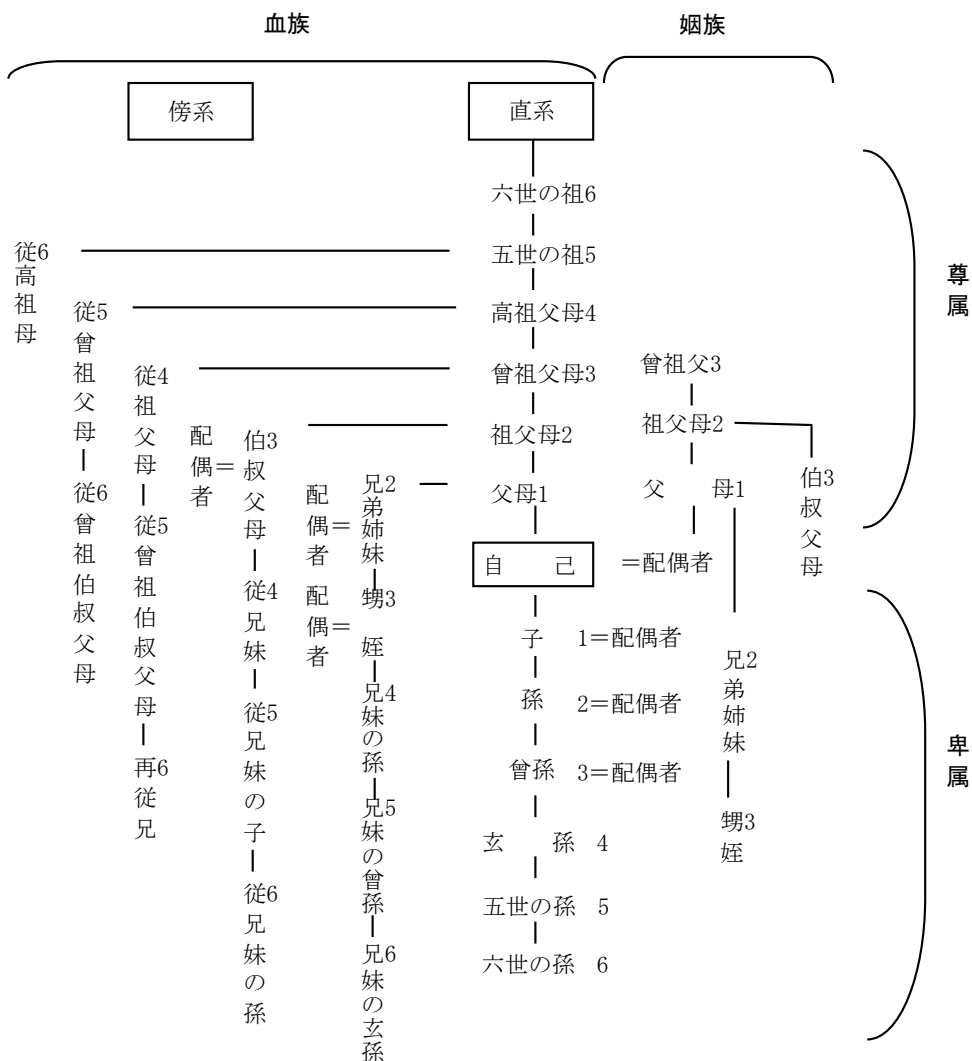
区 分		控 除 額
一般の扶養親族		380,000円
特定扶養親族 (19歳以上22歳以下)		630,000円
老人扶養親族 (70歳以上)	同居老親等以外	480,000円
	同居老親等	580,000円

(注) 控除対象扶養親族、特定扶養親族、老人扶養親族であるかどうかの判定は、その年12月31日(判定に係る者が、既に死亡している場合は、その死亡の時)の現況による(法85③)。

【参考通達番号・法令】

基通85-1、民725

【参 考】親 族 表 (民法725)



## 14 基礎控除

居住者について、全て一律に控除される（法86）。

控除額は、380,000円である。

## 15 確定申告書への記載及び書類の添付等

### (1) 確定申告書への記載

所得控除の規定は、申告を要件として適用されるものではないが、確定申告書を提出する場合には、その控除を受ける金額その他その控除に関する事項を記載しなければならない（法120①一、十一）。

### (2) 関係書類の添付及び提示

イ 雑損控除、社会保険料控除（国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金）、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除又は寄附金控除を受ける場合には、これらの控除を受ける金額の計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類（領収書等）を、また、勤労学生控除を受ける場合には、勤労学生に該当する旨を証明する書類を、それぞれ確定申告書に添付し、又は確定申告書提出の際に提示しなければならない（法120③、令262①④）。

ロ 医療費控除（セルフメディケーション含む。）を受ける場合には、平成29年分から、領収書等の添付又は提示に換えて医療費控除の明細書等を提出しなければならない。（法120④、措法41の17の2③）。

ただし、平成31年（2019年）分の確定申告までは、医療費控除の明細書等の提出に代えて、医療費の領収書の提出又は提示によることもできる（平29改正法附則7②、平29改正措附則58②）

ハ 扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除の適用を受け、当該控除対象が非居住者である親族（以下「国外居住親族」という。）の場合には、平成28年分から、親族関係書類及び送金関係書類を確定申告書に添付し、又は確定申告書提出の際に提示しなければならない（法120③二、令262③）。

ニ 源泉徴収票については、確定申告書に添付しなければならない（令262⑤）。

（注）1 確定申告書に添付する書類については、第8章第3節6参照。

2 給与所得者が年末調整等の際に、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除及び勤労学生控除を受けようとする場合には、上記と同様に、支払をした旨又は該当する旨を証する書類の提出又は提示（社会保険料については国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金のみ、小規模企業共済等掛金については給与等から控除されるものを除く。）が必要となる（法194③、196②）。

3 平成28年分から、給与等の年末調整の際に、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合には、上記と同様に、送金関係書類及び親族関係書類の提出又は提示が必要となる。（法190、令316の2）

### 第3節 所得控除の順序

総所得金額、山林所得金額、退職所得金額などの課税標準から所得控除の金額を差し引くに当たっては、所得控除相互の間に差し引く順序があるとともに、それぞれの課税標準についても差し引かれる順序が定められている。この節では、その所得控除の順序について学習する。

#### 学習のポイント

- 1 所得控除の順序は、どのようになっているのか
- 2 課税標準からの所得控除の順序は、どのようになっているのか

#### 1 所得控除の順序

所得控除の順序は、まず雑損控除を他の諸控除と区分して最初に所得金額から差し引き、次にその他の控除を同順位に行う（法87①）。

（注） 雑損控除を優先するのは、雑損控除の金額は他の控除と異なり、所得金額から引ききれない場合には、その引ききれない金額を控除不足額として、翌年以降3年間に繰り越して所得計算の際に差し引くことが認められているからである。

#### 2 課税標準からの所得控除の順序

課税標準からの所得控除の順序は、①総所得金額、②山林所得金額、③退職所得金額の順で差し引く（法87②）。すなわち、まず雑損控除の金額を上記の順序で差し引いた後、なお所得の金額がある場合には残りの控除の合計金額を同じ順序で差し引くこととなる。

（注） これらの所得控除後の残額を、それぞれ課税総所得金額、課税山林所得金額、課税退職所得金額という（法89②）。この金額に対して超過累進税率を乗じて税額を算出することとなる。

3 平成30年分所得控除額の計算一覧

<p>雑損控除額 (法72①)</p>	<p>1 損失の金額のうち災害関連支出5万円以下の場合 → 損失の金額－総所得金額等の10%</p> <p>2 損失の金額のうち災害関連支出5万円超の場合 → 損失の金額一次のいずれか低い金額 ① 損失の金額－(災害関連支出の金額－5万円) ② 総所得金額等の10%</p> <p>3 損失の金額の全てが災害関連支出の場合 → 損失の金額一次のいずれか低い金額 ① 5万円 ② 総所得金額等の10%</p> <p>※ 損失の金額＝損害金額－保険金等で補填される金額 損害金額＝災害又は盗難若しくは横領による損失＋災害等によるやむを得ない支出 災害関連支出＝災害に直接関連した支出</p>																																	
<p>医療費控除額 (法73①)</p>	<p><math>\left[ \begin{array}{l} \text{支払った医療費の額} \\ - \\ \text{保険金などで補填される金額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{10万円と「総所得金額等の5\%」との} \\ \text{いずれか少ない方の金額} \end{array} \right]</math></p> <p>※最高200万円(医療費控除の特例との重複不可)</p>																																	
<p>医療費控除の特例 (措法41の17の2)</p>	<p><math>\left[ \begin{array}{l} \text{支払った特定一般用医薬品の購入額} \\ - \\ \text{保険金などで補填される金額} \end{array} \right] - 1.2\text{万円}</math></p> <p>※最高8.8万円(医療費控除との重複不可)</p>																																	
<p>社会保険料控除額 (法74①)</p>	<p>支払った又は給与から控除される社会保険料の合計額</p>																																	
<p>小規模企業共済等掛金控除額 (法75①)</p>	<p>支払った小規模企業共済等掛金の合計額</p>																																	
<p>生命保険料控除額 (法76①～④)</p>	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">【生命保険】</td> <td style="text-align: center;">【介護保険】</td> <td style="text-align: center;">【個人年金】</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">① 新契約のみ (限度額4万円)</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">① 新契約 (限度額4万円)</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">① 新契約のみ (限度額4万円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td></td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">② 旧契約のみ (限度額5万円)</td> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">② 旧契約のみ (限度額5万円)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">③ 両方適用 (限度額4万円)</td> <td colspan="1" style="text-align: center;">③ 両方適用 (限度額4万円)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">④全体の適用限度額12万円</td> </tr> </table> <p>・次の①～④により計算</p> <p>① 新契約(平成24年1月1日以後に契約した保険契約等)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">年間の支払保険料等</th> <th style="width: 40%;">控除額(税法)</th> <th style="width: 40%;">控除額(簡便法)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20,000円以下</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">支払保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>20,000円超 40,000円以下</td> <td>20,000円＋ (支払保険料等－20,000円)×1/2</td> <td>支払保険料等×1/2 ＋10,000円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 80,000円以下</td> <td>30,000円＋ (支払保険料等－40,000円)×1/4</td> <td>支払保険料等×1/4 ＋20,000円</td> </tr> <tr> <td>80,000円超</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">一律40,000円</td> </tr> </tbody> </table>	【生命保険】	【介護保険】	【個人年金】	① 新契約のみ (限度額4万円)	① 新契約 (限度額4万円)	① 新契約のみ (限度額4万円)	+		+	② 旧契約のみ (限度額5万円)		② 旧契約のみ (限度額5万円)	③ 両方適用 (限度額4万円)		③ 両方適用 (限度額4万円)	④全体の適用限度額12万円			年間の支払保険料等	控除額(税法)	控除額(簡便法)	20,000円以下	支払保険料等の全額		20,000円超 40,000円以下	20,000円＋ (支払保険料等－20,000円)×1/2	支払保険料等×1/2 ＋10,000円	40,000円超 80,000円以下	30,000円＋ (支払保険料等－40,000円)×1/4	支払保険料等×1/4 ＋20,000円	80,000円超	一律40,000円	
【生命保険】	【介護保険】	【個人年金】																																
① 新契約のみ (限度額4万円)	① 新契約 (限度額4万円)	① 新契約のみ (限度額4万円)																																
+		+																																
② 旧契約のみ (限度額5万円)		② 旧契約のみ (限度額5万円)																																
③ 両方適用 (限度額4万円)		③ 両方適用 (限度額4万円)																																
④全体の適用限度額12万円																																		
年間の支払保険料等	控除額(税法)	控除額(簡便法)																																
20,000円以下	支払保険料等の全額																																	
20,000円超 40,000円以下	20,000円＋ (支払保険料等－20,000円)×1/2	支払保険料等×1/2 ＋10,000円																																
40,000円超 80,000円以下	30,000円＋ (支払保険料等－40,000円)×1/4	支払保険料等×1/4 ＋20,000円																																
80,000円超	一律40,000円																																	

生命保険料控除額 (法76①～④)	② 旧契約（平成23年12月31日以前に契約した保険契約等）																
	年間の支払保険料等	控除額（税法）	控除額（簡便法）														
	25,000円以下	支払保険料等の全額															
	25,000円超 50,000円以下	25,000円＋ (支払保険料等－25,000円) × 1/2	支払保険料等 × 1/2 ＋12,500円														
	50,000円超 100,000円以下	37,500円＋ (支払保険料等－50,000円) × 1/4	支払保険料等 × 1/4 ＋25,000円														
100,000円超	一律50,000円																
	③ 新契約と旧契約の双方について生命保険料控除を適用する場合 新契約の計算＋旧契約の計算＝控除額（最高4万円） なお、旧契約のみの申告を妨げるものではない。																
	④ 控除額の限度 各契約の計算した保険料控除の合計額が12万円を超える場合は12万																
地震保険料控除額 (法77①、平18改正法附則10)	$\left[ \begin{array}{l} \text{地震保険料の支払金額の合計額} \\ \text{①（最高5万円）} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{長期保険料の支払金額の合計額を} \\ \text{下記の算式に当てはめて計算した} \\ \text{金額②（最高1万5千円）} \end{array} \right]$ <p style="text-align: center;">(①と②の合計で最高5万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>支払保険料</td> <td>控除額（税法）</td> <td>控除額（簡便法）</td> </tr> <tr> <td>10,000円以下</td> <td colspan="2">その支払金額</td> </tr> <tr> <td>10,000円超 20,000円以下</td> <td>10,000円＋ (支払保険料－10,000円) × 1/2</td> <td>支払保険料 × 1/2 ＋5,000円</td> </tr> <tr> <td>20,000円を超</td> <td colspan="2">15,000円</td> </tr> </table>			支払保険料	控除額（税法）	控除額（簡便法）	10,000円以下	その支払金額		10,000円超 20,000円以下	10,000円＋ (支払保険料－10,000円) × 1/2	支払保険料 × 1/2 ＋5,000円	20,000円を超	15,000円			
支払保険料	控除額（税法）	控除額（簡便法）															
10,000円以下	その支払金額																
10,000円超 20,000円以下	10,000円＋ (支払保険料－10,000円) × 1/2	支払保険料 × 1/2 ＋5,000円															
20,000円を超	15,000円																
寄附金控除額 (法78①)	$\left[ \begin{array}{l} \text{「特定寄附金の合計額」と「総所得金額} \\ \text{等の40%」のいずれか少ない方の金額} \end{array} \right] - 2,000円$																
障害者控除額 (法79①、②)	<p>障害者控除額は、次の表で求めた金額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">控 除 額</th> </tr> <tr> <th>本 人</th> <th>同一生計配偶者又は扶養親族</th> </tr> <tr> <td>障害者</td> <td colspan="2">270,000円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td colspan="2">400,000円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td></td> <td>750,000円</td> </tr> </table> <p>※平成29年分以前は、「同一生計配偶者」は「控除対象配偶者」</p> <p><b>I 障害者とは</b> 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、失明者その他の精神又は身体に障害がある者</p> <p><b>II 特別障害者とは</b> 障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者</p> <p><b>III 同居特別障害者とは</b> 同一生計配偶者又は扶養親族のうち、特別障害者で、かつ、居住者又はその配偶者若しくはその居住者と生計を一にするその他の親族との同居を常況としている者</p>			区 分	控 除 額		本 人	同一生計配偶者又は扶養親族	障害者	270,000円		特別障害者	400,000円		同居特別障害者		750,000円
区 分	控 除 額																
	本 人	同一生計配偶者又は扶養親族															
障害者	270,000円																
特別障害者	400,000円																
同居特別障害者		750,000円															

寡婦（寡夫） 控除額 （法81①、措法41 の17①）	寡婦（夫）控除額は、次の表で求めた金額														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%; text-align: center;">控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">寡 婦 （ 寡 夫 ）</td> <td style="text-align: center;">270,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特 定 寡 婦</td> <td style="text-align: center;">350,000円</td> </tr> </tbody> </table>			控 除 額	寡 婦 （ 寡 夫 ）	270,000円	特 定 寡 婦	350,000円							
	控 除 額														
寡 婦 （ 寡 夫 ）	270,000円														
特 定 寡 婦	350,000円														
<p><b>寡婦とは</b></p> <p>① 夫と死別・離婚した後再婚していない者又は夫が生死不明などの者で、扶養親族又は総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者（平成30年分以降は、「同一生計配偶者」）、扶養親族とされない者に限る。）がある者</p> <p>② 夫と死別した後再婚していない者又は夫が生死不明などの者で、合計所得金額が500万円以下の者</p> <p><b>特定の寡婦とは</b></p> <p>上の①に該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下の者</p> <p><b>寡夫とは</b></p> <p>妻と死別・離婚した後再婚していない者又は妻が生死不明などの者で、総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者（平成30年分以降は、「同一生計配偶者」）、扶養親族とされない者に限る。）があり、かつ、合計所得金額が500万円以下の者</p>															
勤 労 学 生 控 除 額 （法82①）	270,000円														
<p><b>勤労学生とは</b></p> <p>給与所得等を有する者のうち、合計所得金額が65万円以下で、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得の合計額が10万円以下の者</p>															
配 偶 者 控 除 額 （法83①）	配偶者控除額は、次の表で求めた金額														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 40%;">居住者の合計所得金額</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">控 除 額</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">控除対象配偶者</th> <th style="width: 30%;">老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td style="text-align: center;">380,000円</td> <td style="text-align: center;">480,000円</td> </tr> <tr> <td>900万円超 950万円以下</td> <td style="text-align: center;">260,000円</td> <td style="text-align: center;">320,000円</td> </tr> <tr> <td>950万円超 1,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">130,000円</td> <td style="text-align: center;">160,000円</td> </tr> </tbody> </table>		居住者の合計所得金額	控 除 額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	380,000円	480,000円	900万円超 950万円以下	260,000円	320,000円	950万円超 1,000万円以下	130,000円
居住者の合計所得金額	控 除 額														
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者													
900万円以下	380,000円	480,000円													
900万円超 950万円以下	260,000円	320,000円													
950万円超 1,000万円以下	130,000円	160,000円													
<p><b>I 控除対象配偶者とは</b></p> <p>控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者</p> <p>同一生計配偶者とは居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者を除く。）のうち、合計所得金額が38万円以下である者</p> <p><b>II 老人控除対象配偶者とは</b></p> <p>控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の者</p> <p><b>【参考】</b></p> <p>平成29年分以前は、次の表で求めた金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%; text-align: center;">控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一般の控除対象配偶者</td> <td style="text-align: center;">380,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">老人控除対象配偶者</td> <td style="text-align: center;">480,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>I 控除対象配偶者とは</b></p> <p>居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者を除く。）のうち合計所得金額が38万円以下である者</p> <p><b>II 老人控除対象配偶者とは</b></p> <p>控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の者</p>				控 除 額	一般の控除対象配偶者	380,000円	老人控除対象配偶者	480,000円							
	控 除 額														
一般の控除対象配偶者	380,000円														
老人控除対象配偶者	480,000円														

生計を一にする配偶者（他の納税者の扶養親族とされる者、青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者を除く。）かつ、控除対象配偶者に該当しない者で、当該配偶者及び居住者の合計所得金額に基づき、次の表で求めた金額  
 なお、夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできない。

配偶者の 合計所得金額	控 除 額		
	居 住 者 の 合 計 所 得 金 額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円
85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円

配 偶 者 特 別  
控 除 額  
(法83の2①)

【参考】

平成29年分以前は、生計を一にする配偶者（他の納税者の扶養親族とされる者、青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者を除く。）で控除対象配偶者に該当しない者の合計所得金額に基づき、次の表で求めた金額

なお、居住者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は配偶者特別控除の適用はなく、夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできない。

配偶者の合計所得金額	控除額
380,001円から399,999円まで	38万円
400,000円から449,999円まで	36万円
450,000円から499,999円まで	31万円
500,000円から549,999円まで	26万円
550,000円から599,999円まで	21万円
600,000円から649,999円まで	16万円
650,000円から699,999円まで	11万円
700,000円から749,999円まで	6万円
750,000円から759,999円まで	3万円



扶養控除額 (法84①、措法41 の16①)	扶養控除額は、次の表で求めた金額														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">一般の控除対象扶養親族 (16歳以上18歳以下、23歳以上69歳以下)</td> <td>380,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特定扶養親族 (年齢19歳以上22歳以下)</td> <td>630,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">老人扶養親族 (70歳以上)</td> <td>同居老親等以外</td> <td>480,000円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>580,000円</td> </tr> </tbody> </table>				控 除 額	一般の控除対象扶養親族 (16歳以上18歳以下、23歳以上69歳以下)		380,000円	特定扶養親族 (年齢19歳以上22歳以下)		630,000円	老人扶養親族 (70歳以上)	同居老親等以外	480,000円	同居老親等
		控 除 額													
一般の控除対象扶養親族 (16歳以上18歳以下、23歳以上69歳以下)		380,000円													
特定扶養親族 (年齢19歳以上22歳以下)		630,000円													
老人扶養親族 (70歳以上)	同居老親等以外	480,000円													
	同居老親等	580,000円													
基礎控除額 (法86①)	<p><b>扶養親族とは</b> 居住者の親族（配偶者を除く）、里親である居住者に委託された児童（年齢18歳未満）及び養護受託者である居住者に委託された老人（年齢65歳以上）で、その居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者を除く。）のうち、合計所得金額が38万円以下である者</p> <p><b>I 控除対象扶養親族とは</b> 扶養親族のうち、年齢16歳以上の者</p> <p><b>II 特定扶養親族とは</b> 控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の者</p> <p><b>III 老人扶養親族とは</b> 控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の者</p> <p><b>IV 同居老親等とは</b> 老人扶養親族のうち、居住者又はその配偶者の直系尊属で、かつ、居住者又はその配偶者との同居を常況としている者</p>														
	380,000円														